

平成28年9月
令和5年5月修正

本校学生 各位
保護者 各位

徳山工業高等専門学校
学生課長
(公印省略)

学校感染症による出席停止の手続きについて

標記について、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の「学校保健安全法」および「学校保健安全法施行」で定められた学校感染症と診断された場合、本人の健康回復と周囲への感染防止のため、医師が感染のおそれがないと認めるまで、または関係規則で定められた期間、届け出に基づき学校長の判断し、(事後的に)出席停止とします。この場合、欠席とはなりません、下記のとおり速やかな報告と、書類の提出をお願いします。

記

- 1) 学校感染症と診断されたら、速やかに欠席フォームなどで学校へ連絡する。
※欠席フォームは本校 HP、「在校生・保護者の方へ」または「学校生活」内、「学校感染症による出席停止の手続きについて」内フォームから連絡ください。
※電話の場合は、学級担任または、下記、学生課教務係へ連絡してください。
- 2) 別紙1～3「治癒報告(証明)書」を療養経過など記載され、登校が出来るようになった日に保健室(不在の場合は教務係)で確認を受けたのち、教室へ行ってください。(医療機関での記載が必要な疾患もありますので、あらかじめ内容をご確認ください。)
- 3) 上記2)のあと、登校された日のうちに、「欠席届」を学級担任の確認を受け、学生課教務係へ提出してください。

問い合わせ先

* 疾患に関すること

学生課 保健室 0834-29-6340

* 出欠席に関すること

学生課 教務係 0834-29-6232

保護者の皆様

学校保健安全法第19条により、インフルエンザに罹患した際は出席停止となります。

「発症後5日かつ解熱後2日」を経過(治癒)し登校する際は、改めて「治癒したかどうか」医師の診断を受ける必要はありませんが、診察時に医師に発症日の確認を必ず行い、以下の「治癒報告書」を記入の上、「医療機関の領収書」(コピー可)または「検査キット(陽性反応の写真を添付)」を添付して、保健室に提出して下さい。保健室にて治癒が確認された後、「欠席届」を学生課教務係へ提出して下さい。

徳山高専学生課

年 月 日

インフルエンザ治癒報告書

学生所属 (工学科 年 組 番号)
 学生氏名 ()
 保護者等確認欄 (自署)

インフルエンザが治癒したことを報告します。

1. 発症日 年 月 日 (医師に必ず確認すること)

インフルエンザ(A型 ・ B型 ・ 不明)

2. 受診した医療機関及び受診日

医療機関名() 受診日(年 月 日)

3. 治癒までの経過

体温℃								
日付								
	0日目 発症日	1日目 解熱	2日目	3日目 解熱	4日目 解熱	5日目	6日目 登校日①	7日目 登校日②

登校日① 0～3日目までに解熱した場合の登校日 (※解熱はいずれも解熱剤を服用せずに平熱になった状態を指す)

登校日② 4日目に解熱した場合の登校日 ※解熱が遅れた場合は繰り下がります

※気になる症状などがある場合は医療機関を受診されてください。

※「医療機関の領収書」(コピー可)または「検査キット(陽性反応の写真を添付)」を添付して保健室に提出し、「欠席届」を学生課教務係へ提出してください。

※「医療機関の領収書」(コピー可)または「検査キット(陽性反応の写真を添付)」
をのり付け

別紙2 (新型コロナウイルス感染症)

保護者の皆様

学校保健安全法第19条により、新型コロナウイルスに罹患した際は出席停止となります。

「発症後5日かつ解熱後1日(※無症状の場合は、検体等接種した日の翌日から5日)」を経過し登校する際は、医師の診断を受ける必要はありませんが、発症日からの経過日数および体調確認を必ず行い感染対策を取られた上、登校させてください。

登校にあたり、以下の「治癒報告書」を記入の上、関係書類(裏面参照)を添付して、保健室に提出して下さい。保健室にて確認された後、「欠席届」を学生課教務係へ提出して下さい。

徳山高専学生課

年 月 日

新型コロナウイルス感染症治癒報告書

学生所属 (工学科 年 組 番号)
 学生氏名 ()
 保護者等確認欄(自署)

新型コロナウイルス感染症の所定の療養期間を経過したので登校を再開することを報告します。

1. 発症日 年 月 日 (発熱等症状が現れた日・無症状の場合は検体採取日)

2. 受診した医療機関及び受診日等

医療機関名()受診日(年 月 日)

自己検査で判明した場合

検査キット(説明書または外箱を添付) 検査をした日(年 月 日)

3. 治癒までの経過

体温 ℃								
日付	/	/	/	/	/	/	/	/
	0日目 発症日 (無症状の 場合は検体 採取日)	1日目 解熱	2日目	3日目	4日目 解熱	5日目 解熱	6日目 登校日①	7日目 登校日②

登校日① 4日目までに解熱した場合の登校日(無症状の場合は検体採取の翌日から5日経過)

登校日② 5日目までに解熱した場合の登校日 ※解熱が遅れた場合は繰り下がります

※10日目までは感染させるリスクが高いため、マスク着用等感染対策をお願いします。

※気になる症状などがある場合は医療機関を受診されてください。

※「医療機関の領収書」(コピー可)または「検査キット(陽性反応の写真を添付)」を添付して保健室に提出し、「欠席届」を学生課教務係へ提出してください。

※「医療機関の領収書」（コピー可）または「検査キット（陽性反応の写真を添付）」
をのり付け